

## IFRS in Focus

# IASBが、IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」を公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

本 IFRS in Focus は、国際会計基準審議会（IASB）によって公表された新たな解釈指針であるIFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」を要約したものである。

### 要点

- 本解釈指針は、法人所得税務処理に関する不確実性がある場合における、会計上の税務ポジションの決定方法を定めている。
- 本解釈指針は、企業に以下を要求している。
  - 不確実な税務ポジションを別個に評価するかグループとして評価するかの決定
  - 法人所得税申告において企業が使用したか又は使用が提案されている不確実な税務処理を、税務当局が認める可能性が高いかどうかの評価
    - 可能性が高い場合、企業は、会計上の税務ポジションを、法人所得税申告において企業が使用したか使用が予定されている税務処理と整合的に決定しなければならない。
    - 可能性が高くない場合、企業は、不確実性の影響を、関連する会計上の税務ポジションを決定する際に反映しなければならない。
- 発効日：2019年1月1日以後開始する事業年度
- 経過措置：完全遡及適用、又は、比較情報を修正再表示しない修正遡及適用

### 論点

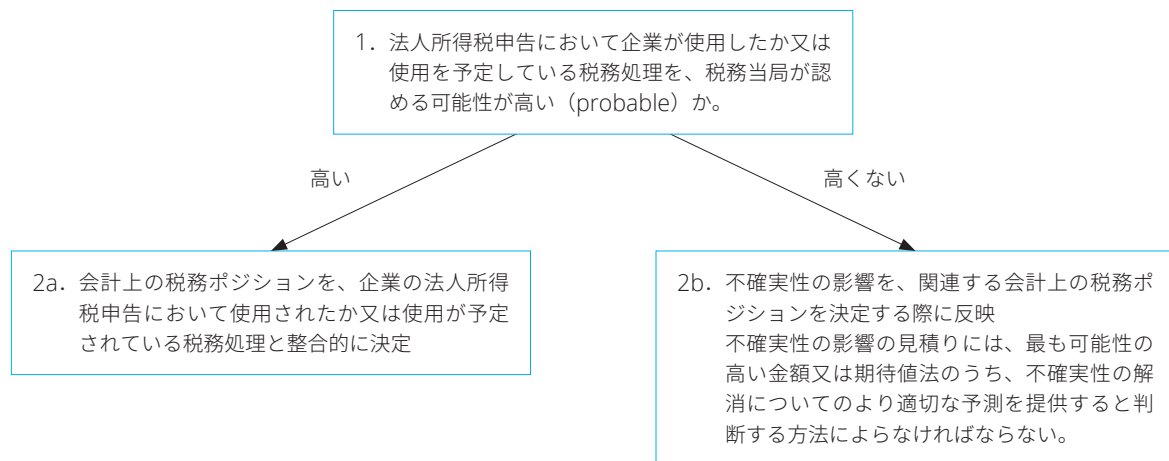
法人所得税申告において企業が使用した特定の税務処理が税務当局に認められるかどうかに関する不確実性（「不確実な税務処理」）を、財務諸表にどのように反映させるべきかについての疑問が実務において生じた。

本解釈指針では、そのような状況において、課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率（本 IFRS in Focus においては合わせて「会計上の税務ポジション」という）をどのように決定すべきかを定めている。

### 合意事項

本解釈指針では、企業はまず、不確実な税務処理のそれぞれを別個に考慮すべきなのか、それとも、1つ又は複数の他の不確実な税務処理と一緒に考慮すべきなのかを、どちらのアプローチが不確実性の解消についてのより適切な予測を提供するのかに基づいて決定することを要求されている。

企業は次に、不確実な税務処理が企業の会計上の税務ポジションの決定に影響するか、及び、どのように影響するかを評価する。



税務当局が企業の税務処理を認めるかどうか、及び、認めない場合において不確実性が企業の会計上の税務ポジションに及ぼす影響を決定する際には、企業は、税務当局は調査する権限を有する金額を調査するであろうと仮定し、当該調査を行う際にすべての関連性のある情報についての十分な知識を有しているであろうと仮定しなければならない。税務当局が法人所得税申告を調査する権限に期限がない状況についての例外は設けられていない。

#### 見解

本解釈指針は、税務当局が企業の税務処理を認める可能性が高いかどうかの評価について、これ以上のガイダンスを提供していない。これは、企業が判断を適用しなくてはならない領域、又は、見積りの不確実性をもたらし領域になり得る。そのような場合、企業は、財務諸表を作成する過程で行った重大な判断及び仮定に関して、IAS第1号122項及び125項から129項に従って、目的適合性のある情報を開示しなければならない。

本解釈指針では、企業は当期税金と繰延税金の両方について首尾一貫した判断及び見積りを行わなければならない。かつ、関連する事実及び状況の変化に照らし、行った判断及び見積りを見直さなければならないとされている。そのような変化は見積りの変更として会計処理される。

本解釈指針には、要求事項の適用について2つの設例が含まれている。

#### 見解

本解釈指針では、不確実な税務処理に伴う利息及び罰金について、特に取り扱われていない。利息及び罰金が本解釈指針の範囲に含まれるか否かは、そ

れらがIAS第12号の範囲に含まれる法人所得税であるかどうかによる。それは、本解釈指針が取り扱っていない別個の評価である。

同様に、本解釈指針では、企業結合において取得した又は引き受けた税金資産又は負債についても、特に取り扱われていない。しかし、IFRS第3号24項では、企業結合で取得した繰延税金資産及び引き受けた繰延税金負債を、IAS第12号を適用して会計処理すべきであるとされている。したがって、本解釈指針は、繰延税金に影響を与える法人所得税務処理に関する不確実性が存在している場合、取得した資産及び引き受けた負債から生じるそのような資産及び負債に適用される。

### 発効日及び経過措置

本解釈指針は、2019年1月1日以後開始する事業年度に適用する。早期適用は認められる。

企業は、以下のアプローチのいずれかの方法により本解釈指針を適用する。

- 完全遡及アプローチ：このアプローチは、事後的判断を使用しないで行うことができる場合にのみ採用できる。新たな解釈指針の適用はIAS第8号に従って会計処理されることとなり、すなわち、比較情報を修正再表示しなければならないことを意味する。
- 修正遡及アプローチ：このアプローチでは、比較情報の修正再表示は要求も許容もされない。本解釈指針を最初に適用することの累積的影響は、適用開始日(すなわち、本解釈指針を企業が最初に適用する事業年度の期首)における開始時点の資本に認識される。

以上